

学校

魅力ある・行きたくなる
学校づくりの推進

学校が安全安心の場
でいられる「居場所
づくり」と、児童生
徒主体の活動を通じた「絆づくり」に取り組みます。



別室登校

学び支援教室

学校内で安心して生活
できる校内環境を整え、
学習支援と自立支援を充
実させます



別室登校等児童生徒支援

児童生徒の学習支援など
を行う「学びの環境サポート
支援員（別室支援）」を学校に
派遣します



校内教育支援センター支援員の配置

学習支援や相談支援を行う
職員を配置する市町村を
支援します



フリースクール等民間施設

連携して児童生徒の多様な
教育機関を確保します



関係機関

公的機関（福祉関係）

- ・県保健福祉部
 - ・市町村福祉担当課
 - ・児童相談所
- などと連携して
自立に向けて
支援します



みやぎ子どもの心のケアハウス

学校の外に児童生徒の

- ・心のサポート、
 - ・自立サポート、
 - ・学びのサポート
- の場をつくれます



けやき教室（仙南広域、登米市）

児童生徒個々の状態に
応じた指導援助を行う
教室です



県教育委員会

1 未然防止 2 初期対応 3 自立支援

相談窓口

- ・りんくるみやぎ
- ・24時間子供SOSダイヤル
- ・みやぎSNS相談 ほか

- ・学校内での取組への支援、みやぎ子どもの心のケアハウスへの支援、民間施設との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置 など

家庭

在宅学習をする児
童生徒への支援



不登校児童生徒への支援等についての法律

「教育機会確保法」を二紹介します。

「教育機会の確保に関する法律（不登校児童生徒への支援等に関する法律）」が平成29年10月1日に公布されています。本ウェブサイトでは、教育機会確保法の基本理念や基本方針の紹介等をご提供します。

5つの基本理念

1. 全ての児童生徒が安心して学習し得る学校環境の確保
2. 不登校児童生徒が安心して学習し得る学校環境の確保
3. 不登校児童生徒が安心して学習し得る学校環境の確保
4. 不登校児童生徒が安心して学習し得る学校環境の確保
5. 不登校児童生徒が安心して学習し得る学校環境の確保

学校以外の場で行う
多様な学習形態の確保を規定
不登校児童生徒への支援
不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒への支援等に関する法律（教育機会確保法）の解説
不登校児童生徒への支援等に関する法律（教育機会確保法）の解説

宮城県教育委員会 令和3年8月

家庭等に「学びの
環境サポート支援
員（個別支援）」
を派遣

一般県民や保護者
に向けたリーフレ
ットを作成
「教育機会確保法
リーフレット」
「みやぎ子どもの
心のケアハウス
リーフレット」

児童生徒一人一台
端末配布による学
習支援

学習支援（ICT・訪問）、相談支援

連携

連携

連携

連携

連携

連携